

# 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染拡大が続いています！  
市民のみなさんには、感染拡大防止のため、マスクの着用、手洗いの励行、3密（密閉・密集・密接）で唾液が飛び交う環境を避けるなど、引き続き、感染防止にご協力ください。

## 感染リスクが高まる「5つの場面」

(分科会から政府への提言をもとに作成)

問合せ先 健康推進課 ☎072-433-7000

### 飲酒を伴う懇親会など



- ・飲酒の影響で気分が高揚すると注意力の低下とともに、聴覚がにぶくなり大きな声になりやすい。
- ・特に、狭い空間に長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- ・回し飲みや箸などの共用が、感染のリスクを高める。

### マスクなしでの会話

- ・マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染のリスクが高まる。
- ・感染例として、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- ・車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



### 居場所の切り替わり

- ・仕事での休憩時間など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- ・休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

### 大人数や長時間の飲食

- ・長時間の飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べ、感染リスクが高まる。
- ・大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



### 狭い空間での共同生活

- ・狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- ・寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

## 薬剤師に給付金を支給

市では、薬局などで従事している市内在住の薬剤師に対し、新型コロナウイルス感染症対応給付金を支給します。

**対象** 次の全てに該当するかた

- ①薬剤師法に基づく薬剤師免許の交付を受けているかた
- ②国の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」による慰労金の交付を受けていないかた
- ③薬局で令和2年1月29日～6月30日までの間に、10日以上調剤業務に従事したかた。または令和2年1月29日～6月30日までの間に、市立休日急患診療所・泉州北部小児初期救急広域センターで調剤業務に従事したかた
- ④申請日から起算して、3カ月前から引続き市の住民基本台帳に記録されているかた

**給付額** 1人5万円

**申請方法** ①給付金交付申請書②勤務先が発行する就業証明書③薬剤師免許証の写しを窓口または郵送で

※①②はホームページからダウンロード可。

**申請期限** 3月31日(水)

**申請・問合せ先** 〒597-8585 畠中1-17-1  
健康推進課 ☎072-433-7000

## 受診相談を行っています

市立貝塚病院では、11月24日より新型コロナウイルス感染症を疑う場合の受診相談を行っています。

以下に該当されるかたは、ご相談ください。

- すぐに相談** ①息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある場合  
②重症化しやすいかた(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合  
※高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患(COPDなど)の基礎疾患があるかた。透析を受けているかたや免疫抑制剤や抗がん剤などを用いているかた  
③妊婦のかたで、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合(念のため、早めに相談してください)

**症状が4日以上続くときは必ず相談**

上記①～③以外で比較的軽い風邪症状が4日以上続く場合(強い症状や解熱剤を飲み続けているかたはすぐに相談)

**相談先** 市立貝塚病院 ☎072-422-5865(平日午前9時～午後5時)、保健所の新型コロナ受診相談センター(夜間・土・日・祝日) ☎06-7166-9911

## 国民健康保険料の減免申請は3月31日(水)まで

新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯の主たる生計維持者の収入が一定程度減少した世帯の保険料を減免します。

**対象** ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業・不動産・山林・給与収入の減少が見込まれる世帯

**要件** 世帯の主たる生計維持者が、以下の全てに該当する場合

- ①事業収入などのいずれかの減少額(保険金、損害賠償金などにより補填されるべき金額があるときは当該金額を控除した後の額)が前年の当該事業収入などの額の10分の3以上の額である
- ②前年の所得の合計額が1,000万円以下である
- ③減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である

**対象保険料** 納付期限が令和2年2月1日～3年3月31日までの保険料

**申請方法** 減免申請書、収入状況報告書、収入減少がわかる書類の写しを窓口または郵送で(捺印は朱肉を使用するもので)

**申請期限** 3月31日(水)

※減免申請書はホームページからダウンロード可。

**申請・問合せ先** 〒597-8585 畠中1-17-1 国保年金課 ☎072-433-7271

## 傷病手当の対象期間が延長されました

市の国民健康保険被保険者(給与などの支払いを受けているかたに限る)が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間の給与などの支払いを受けられない、または減額された場合は傷病手当金が支給されます。詳しくは、お問合せください。

**対象期間** 令和2年1月1日～12月31日に加え、令和3年1月1日～3月31日の間で、労務に服することができなかった期間も対象

**支給期間** 労務に服することができなかった日から起算して3日を経過した日より、就労を予定していた日数分

**申請方法** 傷病手当金支給申請書(世帯主・被保険者・事業主・医療機関用すべて)、国民健康保険証と振込口座がわかる通帳などの写しを窓口または郵送で(捺印は朱肉を使用するもので)

※傷病手当金支給申請書はホームページからダウンロード可。

**申請期限** 労務に服することができなくなった日の翌日から起算して2年

**申請・問合せ先** 〒597-8585 畠中1-17-1 国保年金課 ☎072-433-7273